

令和8年度からスタート！ 子ども・子育て支援金制度



問合せ 国保年金課 ☎32-1312

子ども・子育て支援金制度とは？

子育て施策拡充のために、全ての世代や企業が支援金を拠出し、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



保険料の納付額
などはこちら！

支援金の拠出方法は？

令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分」として、加入する医療保険制度の保険料と合わせて納付していただきます。

国民健康保険税の税率などを改定します

令和8年度の国民健康保険税率などを改定します。税額は、世帯主へ7月中旬に送付する納税通知書で確認してください。 ※改正条例等成立後、速やかに実施できるよう準備を進めています（6月10日時点）

●国民健康保険税率の改定

区分	所得割率		均等割額		18歳以上均等割額		平等割額		賦課限度額	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療給付費分	6.9%	7.2%	25,800円	28,000円			19,000円	19,400円	660,000円	670,000円
後期高齢者支援金等分	2.5%	2.6%	9,100円	10,500円			7,200円	7,600円	260,000円	260,000円
介護納付金分	2.3%	2.3%	10,000円	11,000円			5,400円	5,600円	170,000円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	—	0.29%	—	1,240円	—	60円	—	800円	—	30,000円

●低所得者軽減（均等割額、平等割額）の拡大

軽減される割合		軽減判定世帯所得
5割軽減	拡大前	43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+30.5万円×被保険者数
	拡大後	43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+31万円×被保険者数
2割軽減	拡大前	43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+56万円×被保険者数
	拡大後	43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+57万円×被保険者数

資格情報のお知らせ、資格確認書を送付します

詳しくはこちら

国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方へ、8月1日から使用する資格情報のお知らせ、資格確認書を7月中旬に送付します。

他マイナ保険証の利用登録解除申請をした方には、資格確認書を交付します

問国保年金課 ☎32-1312



送付物	対象	
	区分	マイナ保険証の有無、年齢など
資格情報のお知らせ (負担割合の記載があるもの) ※普通郵便で送付	国民健康保険	マイナ保険証をお持ちの70歳～74歳の方 (有効期限がない70歳未満の方には送付しません)
	後期高齢者医療	マイナ保険証を利用している84歳以下の方
資格確認書 (令和9年7月末期限のもの) ※簡易書留で送付	国民健康保険	マイナ保険証をお持ちでない方全員
	後期高齢者医療	マイナ保険証をお持ちでない、またはマイナ保険証を普段利用していない84歳以下の方 85歳以上の方

三世代すまいる支援事業の対象を拡大しました

世代間の支え合いや、地域コミュニティの維持・空き家の発生抑制を目的として、三世代で同居などのため市内に住宅を新築する子世帯に工事費の一部を補助します。

7月から子育て世帯が同居・隣居以外で市内に新築して住む「近居」も対象となります。交付条件など詳しくは、ID218で確認してください。

補助額

- ・同居、隣居…50万円
- ・近居…25万円（1年以上市外に住む子世帯が転入する場合は50万円）

他確認済証交付後翌月末までに建築課に相談の上、認定申請が必要

問建築課 ☎32-1418



子ども・子育て会議委員を募集します

ID5777

職務内容 年2回程度開催される会議に出席し、こども計画および子育て施策の審議を行う

対市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

定3人（書類選考）

任期 令和8年9月～令和10年8月

謝礼 市の規定による

申7月24日(金)までに、作文へ住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入の上、持参、郵送（〒492-8269 住所不要）またはEメール（kosodate@city.inazawa.aichi.jp）で子育て支援課（☎32-1299）へ

作文のテーマ 市の子育て施策への意見・提案および応募動機（800字程度）

